

## 地方税財源の充実について

平成29年度の地方財政計画においては、国税収入の伸びの鈍化や交付税及び譲与税配付金特別会計における前年度繰越金の皆減など、近年にない厳しい状況の中で、地方交付税総額が、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.4兆円減の16.3兆円となったものの、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで0.4兆円増の62.1兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図ったものの、前年度に比べて0.3兆円増となり、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方団体全体として基金が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえず地方の財源を圧縮するような議論があるが全く不適當である。また、平成32年度における国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標の達成に向けて、地方財政についても国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

加えて、社会保障と税の一体改革については、消費税・地方消費税10%への引上げに伴う増収分の使途を見直して「人づくり革命」の財源に活用する方向性が示されており、国民の関心も高まっている。平成31年10月に確実に消費税・地方消費税を10%に引き上げることができるよう、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させていくとともに、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、今後とも社会保障施策に対する確実な地方財政措置を求めていく必要がある。

こうした状況の下で、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、地域の実情に即した産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。



については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

## 1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、引き続き、財政調整機能と財源保障機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、トップランナー方式については、影響額の活用の在り方や地方財政計画上の取扱いを今後明確化するとされているが、歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

- (2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。



地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

- (3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しており、平成29年度は財源不足の拡大等により発行額が増加したところであるが、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されており、このことは平成30年度の概算要求において、事項要求されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (4) 近年の地方財政計画における歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少してきている。その中で、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定に当たっては、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、地方財政対策として歳出特別枠を実質的に堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。

- (5) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成29年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に



実施する必要があることから、平成２９年度当初予算において１，０００億円が措置され、平成３０年度の概算要求において１，０７０億円が要求された地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう今後も十分な額を確保すること。さらにその運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とすること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

（６）社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続の簡素化を図ること。

（７）国の経済対策等に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、さらなる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講じること。

（８）法人課税改革に伴う地方法人課税の見直しについて、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すること。

（９）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保については、平成２９年度与党税制改正大綱において、市町村が主体



となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされた。

これを踏まえ、国においては、森林所有者等に代わって間伐を実施する等の新たな業務を市町村の役割として位置づける方向で森林関係法令の見直しに向けた検討が進められているが、市町村が単独で新たな業務を実施する体制を早期に構築することができるかについては実務的な面を中心に課題が多いと懸念されることから、市町村の体制強化に向けた支援や市町村間の広域的な調整、市町村の補完的な役割等を都道府県の業務として位置づけるなど、新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化すること。また、森林環境税（仮称）の税收について全額を地方団体に配分するとともに、都道府県及び市町村の新たな役割分担に応じて配分するなど、必要に応じて都道府県に対する税財源の確保について適切な措置を講じること。その際、住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、森林環境税（仮称）の使途については、地方の意見を踏まえて、既に中国5県を含む37府県が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すること。

- (10) 車体課税の見直しについては、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされたが、今後とも、車体課税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。
- (12) 南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設の耐震化等を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化の上、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。



## 2 社会保障と税の一体改革

(1) 消費税・地方消費税の10%への引上げが平成31年10月に再延期される中、増嵩する地方の社会保障関係費の財源を確実に確保するため、国の責任において必要な財源措置を行うこと。また、消費税・地方消費税引上げに伴う増収分の使途を見直して「人づくり革命」の財源に活用する方向性が示されており、現在の「社会保障と税の一体改革」のスキームは国と地方が十分に協議して決定したものであることを踏まえ、その制度設計や財源等の検討に当たっては、地方の意見を適切に反映し、地方の財政運営に支障が生じることのないようにすること。

(2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、子どもの医療費助成や重度心身障害者に対する医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

(4) 消費税・地方消費税の10%への引上げまでに、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税・地方消費税の引上げに伴い医療機関における非課税取引の仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地



方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き、転嫁対策を確実に実施すること。

(5) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には8%引上げ時と同様に、引上げ分の地方消費税収について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(6) 法人住民税法人税割の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようにすること。

なお、引き続き、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて検討すること。

(7) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方との緊密な連携の下、システムの安定性を確保し、セキュリティについて技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じるとともに、今後の制度改正等に伴うシステム改修・連携テストやシステム及びネットワークに係る維持管理に要する経費については、原則として国が負担し、地方に経費負担が生じることのないようにすること。

平成29年11月24日

中国地方知事会



|       |       |
|-------|-------|
| 鳥取県知事 | 平井伸治  |
| 島根県知事 | 溝口善兵衛 |
| 岡山県知事 | 伊原木隆太 |
| 広島県知事 | 湯崎英彦  |
| 山口県知事 | 村岡嗣政  |